

競 技 部 規 程

山口県スキー連盟

(趣旨)

第1条 山口県スキー連盟規約第51条により競技部の規程を定める。

(任務)

第2条 競技部は、常任理事会に直属する専門部門であり、常任理事会及び理事会の諮問に応え、競技スキーの普及・指導及び強化を図ることを任務とする。

(組織)

第3条 競技部は、原則として本連盟に所属する公認資格者、競技スキー経験者、有識者等をもって構成する。

(部門及び役員)

第4条 第2条の任務を達成するために、次の部門及び担当役員を置く。

競技部統括役員	部長	1名	副部長	若干名		
(1) 総務企画部会	部会長	1名				
ア 総務企画委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
(2) 競技運営部会	部会長	1名				
ア 県体等運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	運営資格者
イ 選手権等運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	運営資格者
ウ 羅漢ローラー運営委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	運営資格者
(3) 計時計算安全対策部会	部会長	1名				
ア 計時計算委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
イ 安全対策委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	若干名
(4) 選手強化部会	部会長	1名				
ア TD・セッター委員会	委員長	1名	委員 TD	セッター		
イ AL強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
ウ CC強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
エ SB強化委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
(5) ジュニア育成部会	部会長	1名				
ア AL育成委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
イ CC育成委員会	委員長	1名	副委員長	2名以内	委員	コーチ
(6) 中体連・高体連部会	部会長	1名				
ア 中体連	委員長	1名				
イ 高体連	委員長	1名				

2 競技部において必要があると認める場合は、前項の規定とは別に特別部会を置くことができる。

3 競技部において必要があると認める場合は、前項の規定とは別にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(役員の選任)

第5条 競技部の最高責任者は会長とし、競技部統括責任者は下記により任命する競技部長とする。

2 部長及び副部長は、理事会が決定し、会長がこれを委嘱する。

3 部会長、副部会長、委員長は、部長の推薦により常任理事会が決定し、会長がこれを委嘱する。

4 その他の役員は、部長の要請により会長がこれを委嘱する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、本連盟の理事任期と同一とする。

(役員の補選)

第7条 役員の任期中欠員又は職務遂行に不都合の生じた場合は、適時これを補充、交代することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 下記の会議を開催し、その構成員は次のとおりとする。

(1) 競技部総会

会長以下常任理事会構成役員及び競技部構成員全員による。

(2) 競技部幹部会議

会長、副会長、理事長、競技部長、競技副部長による。

(3) 競技部部会長会議

競技部長、競技副部長、部会長による。

必要がある場合は、会長、副会長、理事長等を加えることができる。

(4) 競技部委員長会議

競技部長、競技副部長、各部会長、各委員長、各副委員長による。

必要がある場合は、会長、副会長、理事長等を加えることができる。

(5) 競技部各部会会議

該当部会長、該当委員長、該当副委員長、該当コーチ、該当運営資格者による。

必要がある場合は、部長、副部長を加えることができる。

(6) 競技部各委員会会議

該当委員長、該当副委員長、該当委員、該当コーチ、該当運営資格者による。

必要がある場合は、部長、副部長、部会長を加えることができる。

2 各会議に決議事項が生じた場合は、各会議の出席者の2分の1以上の賛同をもって決定する。

(競技部総会)

第9条 必要に応じ、会長が招集する。

2 競技部の活動内容及びSAJ西日本ブロック協議会・全日本スキー連盟の伝達事項等を報告する。

3 2年毎に競技部総会において、西日本ブロック強化委員を推挙し、部長名で常任理事会に提出する。
常任理事会で承認された強化委員をSAJ西日本ブロック協議会に提出する。

(競技部幹部会議)

第10条 必要に応じ、会長が招集する。

2 競技部の担当役員全員で審議・報告を要する事項を審議する。

(競技部部会長会議)

第11条 必要に応じ、部長が招集する。

2 毎年春と秋の開催を定例とし、競技部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(競技部委員長会議)

第12条 必要に応じ、部長が招集する。

2 毎年春と秋の開催を定例とし、競技部の行事報告、決算報告、行事計画、予算案など常任理事会に提出する重要な事項を審議する。

(競技部各部会会議)

第13条 必要に応じ、該当部会長が招集する。

2 所管部会等の担当業務を調査・審議し、競技部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(競技部各委員会会議)

第14条 必要に応じ、該当委員長が招集する。

2 所管委員会等の担当業務を調査・審議し、競技部専門部会議・委員長会議へ意見を取りまとめ提出する。

(内規)

第 15 条 競技部に関するその他のことは、内規として別に定める。

(規約の改廃)

第 16 条 この規約の改廃は、理事会の決議による。

平成13年 6月 4日 制定

平成21年11月14日 改定

平成28年11月20日 改定

山口県スキー連盟競技部委員会等規程

第1条 山口県スキー連盟競技部規程第14条によりこの規程を定める。

第2条 各委員会は、競技部規程第2条に定める任務を全うするため、担当する事項を司る。各委員会等の任務分担及び所管行事は次のとおりとする。

1. 総務企画部会

(1) 総務企画委員会

- 1) 競技部（各部会、各委員会）の行事結果並びに決算の総括に関すること。
- 2) 理事会・評議員会提出資料の取りまとめに関すること。
- 3) 連盟発刊物の原稿作成に関すること。
- 4) 当面する諸課題並びに施策等諮問された事項についての調査・研究・答申に関すること。
- 5) 全日本・西日本等との連絡・調整に関すること。
- 6) 総務部会所管の行事計画並びに予算立案に関すること。
- 7) その他必要に応じて指示された事項の処理・遂行に関すること。
- 8) 競技部の会議（競技部総会、競技部会、委員長会議、各部会会議、各委員会会議）の連絡調整に関すること。
- 9) 競技部の行なう収益事業の企画・立案・支援及び指導に関すること。
- 9) 競技部の各種行事の企画・立案に関すること。
- 10) 教育部及び競技部内各部会・委員会間の連絡調整に関すること。
- 11) 競技関係顕彰者の推薦に関すること。

2. 競技部競技運営部会

(1) 県体等運営委員会

- 1) 県体・国体予選・ジュニア大会等の行事計画・要項作成及び予算立案に関すること。
- 2) 県体・国体予選・ジュニア大会等の運営全般に関すること。

(2) 選手権等運営委員会

- 1) 選手権・会長杯大会等の行事計画・要項作成及び予算立案に関すること。
- 2) 選手権・会長杯大会等の運営全般に関すること。

(3) 羅漢ローラー委員会

- 1) 羅漢ローラー大会の行事計画・要項作成及び予算立案に関すること。
- 2) 羅漢ローラー大会の運営全般に関すること。

3. 計時計算安全対策部会

(1) 計時計算委員会

- 1) 各大会のスタートリスト等の作成と、計時計算結果の集計・リザルトの作成等に関すること。

(2) 安全対策委員会

- 1) 各大会の安全対策について、事前の確認及び当日の点検等に関すること。

4. 選手強化部会

(1) TDセッター委員会

- 1) 有資格者の資質の向上と連絡調整に関すること。
- 2) 資格取得を目指す者の発掘・育成・研修・指導に関すること。

(2) アルペン強化委員会

- 1) アルペン競技の普及、調査研究に関すること。
- 2) アルペン競技選手の発掘、育成、強化に関すること。
- 3) アルペン競技選手の練習環境、強化合宿の状況、コンディションの把握に関すること。

- (3) クロスカントリー強化委員会
 - 1) クロスカントリー競技の普及、調査研究に関すること。
 - 2) クロスカントリー競技選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 3) クロスカントリー競技選手の練習環境、強化合宿の状況、コンディショニングの把握に関すること。
- (4) スノーボード強化委員会
 - 1) スノーボード競技の普及、調査研究に関すること。
 - 2) スノーボード競技選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 3) スノーボード競技選手の練習環境、強化合宿の状況、コンディショニングの把握に関すること。
- 5. ジュニア育成部会
 - (1) アルペン育成委員会
 - 1) ジュニアのアルペン選手を育成するための情報収集に関すること。
 - 2) 教育部との連携に関すること。
 - 3) 競技スキー人口の底辺拡大の取組に関すること。
 - (2) クロスカントリー育成委員会
 - 1) ジュニアのクロスカントリー選手を育成するための情報収集に関すること。
 - 2) 教育部との連携に関すること。
 - 3) 競技スキー人口の底辺拡大の取組に関すること。
- 6. 中体連・高体連部会
 - (1) 山口県中体連スキー部
 - 1) 中学生選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 2) 本連盟と中体連との連絡調整に関すること。
 - (2) 山口県高体連スキー部
 - 1) 高校生選手の発掘、育成、強化に関すること。
 - 2) 本連盟と高体連との連絡調整に関すること。
- 4. 特別部会

競技部において特別部会を置く必要があると認める場合に、その与えられた課題に関すること。
- 5. アドバイザー及びオブザーバー

競技部においてアドバイザー及びオブザーバーに助言を受ける必要又は問う必要があると認める場合に、その諮問された事項に関すること。

第3条 この規程の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年 6月 4日 制定
平成21年11月14日 改定
平成28年11月20日 改定

山口県スキー連盟競技部所管行事運営基準

第1条 山口県スキー連盟競技部規程第14条によりこの基準を定める。

第2条 競技部の所管行事を遂行するにあたり、各年度毎、各行事毎に次の担当役員を選出する。

- (1) 責任者
- (2) 競技会構成役員（ジュリーメンバー、大会役員）
- (3) 総務主任
- (4) 総務
- (5) 競技役員
- (6) その他の役員

2 行事の内容により部長が必要と認めた場合、上記の担当役員以外の役員を置くことができる。

第3条 競技部の指名により選任された役員は、次の事項を厳守するものとする。

- (1) 競技規則及び基準を熟知し、スキー競技に精通すること。
- (2) 常に万全の体調で事に当たるよう配慮すること。
- (3) 時間を守り、入山・下山時は、速やかに連絡すること。
- (4) 入・下山の交通については、各自が十分注意し他人に迷惑をかけないこと。
- (5) スキー場や各借り上げ施設等のマナーは厳守し、見本となる行動をとること。

第4条 各担当役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 責任者
 - 1) 競技会及び合宿等に関する現場でのすべての事項の最終決定者となる。
 - 2) 常に全体を掌握し、事あるときは速やかに明確な決定を下すこと。
 - 3) 報告書を連盟に提出すること。
- (2) 競技会構成役員（ジュリーメンバー、大会役員）
 - 1) S A J 競技規則に示された各担当業務を遂行する。
 - 2) 実務に関する事項を責任者の承認を得て関係各員に指示する。
 - 3) 現地の実情等を把握し、円滑な運営がなされるよう配慮すること。
 - 4) 常に現状を把握し、責任者に報告すること。
- (3) 総務主任

総務主任は、競技会及び合宿の実務の円滑な推進を図るため、責任者等との連絡を密にし、総務とともに次の事項を行う。

 - 1) 競技会及び合宿等に必要な物品の運搬。
 - 2) 役員のリフト券の申請、受理及び返却。
 - 3) 責任者、役員の承認を得て、役員の部屋割りを行うとともに、本部を開設する。
 - 4) 本部宿舍との折衝。
 - 5) 競技会及び合宿等に関する経理業務。
 - 6) 会・閉会式の進行。
 - 7) 参加選手の状況並びに経理の状況を、日々、責任者、役員に報告すること。
 - 8) 競技会及び合宿等に関する事務処理。
 - 9) 報告書を作成し、責任者に提出すること。
- (4) 総務
 - 1) 常に総務主任を補佐し、円滑な競技会及び合宿等の運営に積極的に協力すること。
- (5) 競技役員
 - 1) 与えられた担当業務を十分に行い、円滑な競技会及び合宿等の運営に協力すること。

第5条 競技部の所管行事を円滑に遂行するため、現地にて次の会議を責任者が招集する。

(1) 役員ミーティング

1) 責任者、競技会構成役員、総務主任を招集し開催する。必要に応じて総務を招集する。

(2) 全体ミーティング

1) 担当役員全員を招集し開催する。所管行事の集合時と解散時は必ず開催する。

第6条 この基準の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年 6月 4日 制定

平成21年11月14日 改定

平成28年11月20日 改定